

III 船橋市中学校給食の食物アレルギー対応ガイドライン

1 基本

船橋市は、令和2年3月に(公財)日本学校保健会から発行された「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に沿ったアレルギー対応を実施する。

2 対応

食物アレルギーで通常の給食を食べることのできない生徒がいる場合は、原因食物および種類・症状の強弱などについて、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を基に保護者との個別面談（保護者、管理職、学級担任、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員）を通じて、個別にその生徒の状況に応じて、現状で行うことのできる最良の対応を講ずる。

3 給食実施日における個別対応

年々食物アレルギー生徒の増加傾向が見受けられる中、学校における対応総人数の増加、重度のアナフィラキシーの症状を示すケース、コンタミネーション(浮遊物等などの微量混入反応)による症状を示すケース、食物依存性運動誘発性アナフィラキシーによる症状を示すケースなどがある。

生徒への安全・安心な給食の提供を第一と考え、船橋市中学校給食の選択制を基本に対応するため、除去対応は飲用牛乳のみとする。

- (1) 給食実施日ごとの使用食品の分かる資料を提示する。
- (2) 給食実施日の献立において、給食を選択する場合は、原因食物を含まない献立を選択する。
- (3) 給食実施日の献立において、A・Bともに原因食物を含む場合は「家庭からの弁当持参」を選択する。

4 その他

学校は、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」に基づき、食物アレルギーを持つ生徒を把握する。対応については、年度ごとに見直し決定する。また、栄養補給、事故防止の観点から、給食を選択する時点から適切な助言を行う。